

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成22年4月9日認可した。

平成22年4月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
観音寺市観音寺町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修）八幡地区
観音寺市常磐土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修）観音寺池地区